

55 第九回・第十回東京法学院訴訟実習会

〔『法学新報』第三九号 明治二十七年六月二十八日〕

○東京法学院訴訟実習会

去月二十七日第九回実習会を開く 第一は遺産分割契約請求件にして原告は被告家先代の実子にして被告家を相続すべきものなるに故ありて他家を継き被告を入れて其実家を相続せしめたり然るに先代は死に臨み被告家の財産を原被両人に分割すべきことを遺言せり而して原被間に契約書の為取換ありたり其被告より原告に差入れたる甲号証書は「自分相続せる○家財産に付予て先代○の遺旨に基き遺産分割可致処目下整理中の事故中止相願越年早々分割の義務相果可申候倘自分儀は貴殿の御尽力により養子と相成候報酬として是迄毎年玄米一俵宛贈呈致來候処自今二俵宛貴殿存生中贈呈可申上云々」とあり原告より被告に差入れたる乙号証書は「○家財産分割の儀に付予て先代○の遺旨有之候に付及其督促候処目下整理中の事故中止致呉との依頼に付承諾致候倘自分生存中は玄米二俵宛送付被下候約依之前文御履被成下候は、一言の苦情申間敷候云々」とありて共に同一日付なり原告は右契約の旨趣に基き本訴を提起し遺産の折半分割を求め論して曰証書中分割の割合を明記せざるも解釈上折半

すへきものとするは当然なり又右の証書の遺産分割と贈米とは毫も相関係せざる別個の事項にして乙号末文の所謂一言の苦情申間敷とは其贈米のこと付て謂ひたるに過ぎずと被告は遺産分割ト贈米とは相関係せる事項にして被告の贈米により原告が遺産分割のことを拠棄したるものなり故に被告は原告の請求に応するの義務なしと抗弁したり原告弁護士は稻垣哲四郎氏及中川眞太郎氏被告弁護士は上田成章氏及鈴木宗言氏なり判事長島鷺太郎氏は原告と意見を同ふし其請求を正当とし判事北岡保定氏は甲乙両証互に抵触せり原告にして他に証拠を挙げるとときは其請求を支ふること能はず故に其請求不申立との意見にて裁判長朝倉外茂鐵氏は先代に遺産分割の意思あり又被告は之を認むと雖も分割の程度を示さるに本邦の制度上直に折半すべきものと解するを得ず之れか程度を証明するの責原告に存するを以て之を尽さる原告は敗訴せざるを得ずと云ふの意見にして結局多数により原告は敗訴の言渡を受けたり

第二は強盗殺人被告件にして被告は甲と共謀し某家に押入り小刀を以て某を殺害し財物を強取したるものにして刑法第三百八十條に該当すべき犯罪なりと検事北岡保定氏は論告したり弁護士上田成章氏松浦角太郎氏齋藤二郎氏鈴木宗言氏は被告は始め甲と共に謀したるは窃盗に入らんとするにありて被告は某家に入りたる後家人の呼声に驚て直に逃出し其後の事を知らず故に被告は單に窃盗を以て論すべきものなりと弁護したり然るに共犯たる甲の予審廷に於ける申立によれば初め某家に入らんとするに小刀を以て戸を鑿ち其小刀は最後に被告が使用し其儘被告に

預け置けり甲は中に入り誤て某の足を踏み大声を発せられたるか為め少許の銀貨を持て直に逃出し其余を知らずとあり而して甲は予審中自殺(マヤ)しるものなり其被告の申立と相反するを以て検事弁護士間に数回の議論ありたる末裁判長兩陪席判事共に同一意見をもつて被告は第三百八十條後段に該当すべき所為あるとし酌量して一等を減し無期徒刑を言渡されたり裁判長馬場原治氏陪席判事は大橋樹太郎氏及中川眞太郎氏なり

第十回実習会は本月十日を以て開かれたり

第一、私書偽造並に衆議院議員撰挙法罰則補則違犯被告事件に付検事北岡保定氏の論告は被告は本年三月衆議院議員撰挙に際し其反対派たる○県○郡民党俱楽部の名義を偽り其候補者たる甲か同県第一区の候補者たることを廃したりとの虚偽の事実を流伝したるものにして被告の所為は刑法第二百十条及撰挙法罰則補則第三条の後段に該当する犯罪なりと云ふにあり而して被告の偽造せりと云ふ右書は○郡民党俱楽部の名を以て○郡○村役場宛のものなり其文言は「從來我党の候補者甲君は都合有りて之を廃し乙君を以て候補者とす依て乙君に御投票相成度候也」と云ふにあり被告は自白したり弁護人ト部喜太郎氏及稻垣哲四郎氏は○郡民党俱楽部なるものは政社にあらず何の届出もなく会員なく会長なく会員名簿及び事務所をも有せざる漠然たるものにして恰も有志者と称するか如く其名義を偽りたりとて決して刑法上私書の偽造となならず乃ち如此書面は刑法の所謂私書と云ふべきものにあらず偽られたる記録者の資格たるへきものなし又選挙法罰則第三条後段は候補者か常撰を承諾するの意

なきことを流傳したる場合にして本件の事実に適合せず故に被告は無罪なりと弁護し判事大橋樹太郎氏及石塚讓氏は無罪の意見にして裁判長花井卓藏氏は私書偽造に付ては無罪なれども選挙法罰則補則違犯に付ては検事と其意見を同ふせんか多数に從て被告の無罪を言渡したり

第二は契約履行請求事件にして原告は其所為地所を被告に質入され同時に該地所の負担せる第三者の債権は被告に於て弁済すべきことを承諾したるに被告が右の債務を弁済せざるより原告は

第三者より訴られ敗訴の判決を受け既に確定したり依て原告は本訴を提起し速に被告が原告に代り第三者に対する責務を弁済すべく若し之を弁済せざるべきは損害賠償として右同一の金額を原告に支払ふへしと請求したり而して被告は契約の無功代位の不能等を以て被告に義務なき旨を答弁せり而して証拠たる契約書は同日付を以て第二号の地所質入金円貸借公正証書と第三号の地所質入特別契約公正証書とにして第二号の第三条によれば質取主たる被告は第三者の負債元利共之を了知し弁償の事を承諾したりとあれとも第三号の第一条に於ては第三者債権の利子は結約以後は質取主に於て支払ふものとす云々とあり故に被告は万一前記の答弁相立ざるものとするも弁済すべき利子は結約以後の分に止まるべきものと抗弁し且又原告の一定の申立は不定なるものなり此点のみに付ても原告の訴を棄却せらるべきものなりと論したり原告は一々之を弁駁したり判事ト部喜太郎氏は損害賠償の点は原告の請求不相立契約取引請求の項中結約以前の利足を除き被告は速に原告に代て第三者に弁償すべき

ものなりとの意見にて判事加藤歌吉氏は原告の請求を相当なりとす但し利足は結約以後の分に限るとの意見を述へ裁判長菊池武夫氏は原告一定の申立は不定のものなるを以て之を棄却すべきものなりとの意見にて各意見を異にする所ありしか構成法の趣旨に従て結局ト部判事の意見の如く判決を言渡したり本件原告訴訟代理人は石塚讓氏北岡保定氏同稻垣哲四郎氏被告訴訟代理人は花井卓藏氏中川眞太郎氏五味平五郎氏なり

本月下旬より東京法学院学事試験を施行せられ引続て暑中休暇となるを以て此間本会の実習も休会すること、し来学年乃ち九月よりは尚一層勉強して本会の趣旨を貫徹し其実を擧げんとす